

雨竜町普通財産の無償譲渡について

次のとおり、普通財産を無償譲渡するので、地方自治法施行令第238条の5の規定により公告する。

令和6年4月24日

雨竜町長 白川久純

1. 無償譲渡する物件

| 物件番号 | 物件名 | 建物構造 | 床面積 |
|------|-------------|-------|---------------------|
| 1 | 旧1区バス待合所 | 木造 | 3.24 m ² |
| 2 | 旧1丁目バス待合所 | 軽量鉄骨造 | 2.95 m ² |
| 3 | 旧渭の津中線バス待合所 | 木造 | 3.24 m ² |
| 4 | 旧面白内東バス待合所 | 木造 | 3.24 m ² |
| 5 | 旧渭の津境線バス待合所 | 木造 | 3.24 m ² |

2. 無償譲渡の申し出に必要な資格に関する事項

- (1) 雨竜町に住所を有する個人及び法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 自らが利用する目的に限る
- (5) 購入後は適正に管理する

3. 無償譲渡を示す場所及び機関に関する事項

- (1) 場 所 雨竜町役場1階 総務課総務担当
- (2) 期 間 令和6年5月1日から令和6年5月31日まで（役場閉庁日除く）
- (3) 時 間 午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く）

4. 受付期間

- (1) 期 間 令和6年5月1日から令和6年5月31日まで
- (2) 場 所 雨竜町役場1階 総務課総務担当
- (3) 時 間 午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (4) 提出書類 申込書（規程様式）添付書類～身分証明証の写し（免許証等）
- (5) その他 複数の申し出があった場合はくじにより抽選を行い決定します。

5. 物件の引き渡し

- (1) 所有権は無償譲渡契約と同時に移転します。
- (2) 不動産は現状引き渡しとします。
- (3) 引き渡しに係るすべての経費は負担していただきます。

6. その他

- (1) 事前にその現況を必ず確認してください。譲渡後の不服等は受付ません。